

【恵庭市地域防災計画の修正（案）について】

1. 修正の趣旨

国の制度改正等及び北海道地域防災計画等が修正された事項並びに恵庭市での災害対応検証に基づく事項について、恵庭市地域防災計画の所要の修正を行う

2. 修正の概要

*【一般】とは一般災害対策編
【地震】とは地震災害対策編
【火山】とは火山災害対策編

(1)北海道地域防災計画の修正に伴う主な修正事項

- ・組織名称の変更等【一般】
- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用を追記【一般】
- ・警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記【一般】
- *市民の責務に備蓄や訓練の実施などを追記【一般】【地震】
- ・要支援者名簿の複数媒体での保管、災害時の本人同意の取扱いを追記【一般】
- *外国人観光客等に対する相談窓口等の設置を追記【一般】
- ・発電機等の整備、トイレの確保に努めることなど、取り組むべき事項を追記【一般】
- ・避難所の実情に合わせた運営体制の構築について追記【一般】
- ・良好な生活環境を構築するため段ボールベッド等の導入、トイレの配備などを追記【一般】
- *車中泊による避難者への関連疾患にかかる予防対策や冬期間の配慮などを追記【一般】
- *大規模停電に対する予防、応急対策を「大規模停電災害対策計画」として規定【一般】
- ・他記載箇所における記載方法との統一を図るための修正【一般】
- ・週間火山概況の終了や内容更新に伴う修正【火山】

(2)恵庭市の修正事項

- *非常持出用品の備蓄の啓発について追記【一般】【地震】
- *自主防災組織の平常時活動として避難行動要支援者への見守り活動、避難所運営の平常時と災害時の活動についての文言を追記【一般】
- *避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信についての文言を追記【一般】
- *給水拠点場所の修正、給水場所の周知を追記【一般】
- *災害ボランティアセンターの設置は、災害対策本部の決定によるものとした文言を追記【一般】
- ・資料の更新・変更事項等の修正【資料編】

3. 修正内容一覧

①一般災害対策編

対照表 頁	章	該当項目(本編ページ)	修正内容
P1	第1	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	業務内容の更新による修正
P1 ～2	第1	第7節 市民及び事業所の基本的責務	・胆振東部地震災害検証委員会の証言等に基づく修正 ・備蓄品及び非常持ち出し品の追記等による修正
P1 ～2	第2	第1節 自然条件	・気温等のデータの追記
P3	第3	第1節 恵庭市防災会議	・機関名の修正
P4	第3	第3節 防災情報等の通信体制	警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記する等の修正
P8	第4	第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備	・胆振東部地震災害検証委員会の証言等に基づく修正 ・備蓄品及び非常持ち出し品の追記等による修正
P8 ～10	第4	第4節 自主防災組織の育成等に関する計画	・避難所訓練の現状に基づく修正 ・自主防災組織の現状の活動に基づく修正
P10 ～11	第4	第5節 避難体制整備計画	・胆振東部地震災害検証委員会の証言等に基づく修正
P11	第4	第6節 避難行動要支援者対策計画	要支援者名簿の電子媒体と紙媒体の両方で保管について記載の追記
P12	第4	第7節 情報収集・伝達体制整備計画	情報通信手段の維持確保に関する場所の選定による追記
P13	第4	第9節 消防計画	消防組織法の文言に合わせた修正
P13	第4	第10節 重要警戒区域及び整備計画	災害危険区域の追記
P13 ～14	第4	第16節 積雪・寒冷対策計画	北海道による市町村への発電機や屋外トイレ調達等の支援や民間事業者との協定締結の整備などの追記
P15 ～19	第5	第6節 避難対策計画	・警戒レベルを運用した防災情報の提供を追加 ・避難所運営業務の分担や関係団体との連携・協力等について追記 ・車中泊による対応について追記 ・北海道警察による避難所の巡回について追記 ・避難所における食事について追記

対照表 頁	章	該当項目(本編ページ)	修正内容
P19	第5	第9節 交通応急対策計画	緊急輸送道路の数値の修正
P20 ～ 21	第5	第11節 食料供給計画	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領改正による文言等の修正
P21 ～22	第5	第12節 給水計画	現状使用しているマニュアルの修正 給水拠点場所や給水場所の周知について追記
P23	第5	第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画	胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正
P23 ～ 25	第5	第15節 石油類燃料供給計画	・北海道による重要施設への円滑な供給や平常時から石油類燃料の確保について市町村へ情報提供及び 災害時の燃料要請の窓口等の周知について追記
P25 ～ 26	第5	第16節 電力施設災害応急計画	・北海道災害対策本部の設置に関する情報提供等の追記 ・災害時の停電情報に関する広報についての追記
P26 ～ 27	第5	第17節 ガス施設災害応急計画	製造設備、供給設備に対する非常災害時の事前対策や広報活動に関する事前対策等の記載の修正
P28	第5	第18節 医療救護・助産及び歯科医療 救護計画	組織名変更による修正
P28 ～ 29	第5	第21節 飼養動物対策計画	記載方法の変更に伴う修正
P29 ～ 30	第5	第22節 文教対策計画	文化財保護法の記載に合わせた修正
P30	第5	第34節 ボランティア活動の支援調整計画	災害ボランティアセンターの設置について、災害対策本部の決定による記載の追記
P30 ～ 37	第5	第6章 事故災害対策計画	第7節 大規模停電災害対策計画の新設

②地震災害対策編

対照表頁	章	該当項目(本編ページ)	修正内容
P1	第1	第5節 市民及び事業所の基本的責務	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正(正常バイアス、ポータブルストーブの文言の追記) ・備蓄品及び非常持ち出し品の追記等による修正
P2	第4	第1節 市民の心構え	・胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正(ポータブルストーブの追記) ・備蓄品及び非常持ち出し品の追記等による修正
P2	第5	第17節 生活関連施設対策計画	組織名称に変更による修正

③火山災害対策編

対照表頁	章	該当項目(本編ページ)	修正内容
P1～ 2	第3	第3節 火山現象に関する情報	週間火山概況の終了による等による修正 組織名称に変更による修正

④資料編

資料名	本編関連ページ	変更理由等
資料 1 防災関係機関一覧表	(第1章第6節関係)	組織変更等による修正
資料 2 恵庭市防災会議条例	(第3章第1節2関係)	28年度条例改正に伴う修正
資料 5 恵庭市災害対策本部運営	(第3章第2節関係)	組織変更等による修正
資料 6 災害対策本部組織	(第3章第2節関係)	組織変更等による修正
資料 8 災害対策本部各部・班の所掌事務	(第3章第2節3関係)	組織変更等による修正
資料 10 災害時応援協定一覧表	(第4章第2節3関係)	協定先の追加
資料 13 収容避難所	(第4章第5節3関係)	新たな避難場所の追加
資料 14 一時避難所	(第4章第5節3関係)	新たな避難場所の追加
資料 15 消防組織の現況	(第4章第9節2関係)	組織変更等による修正
資料 16 消防車両等の現況	(第4章第9節2関係)	車両等の変更
資料 17 消防水利施設の現況	(第4章第9節2関係)	場所等の変更
資料 19 重要水防区域調書	(第4章第10節1関係)	地図等の変更
資料 20 重要水防区域図	(第4章第10節1関係)	災害危険区域などの追加
資料 21 土砂災害警戒区域	(第4章第10節1関係)	28年度指定箇所の追加
資料 22 急傾斜地一覧表	(第4章第10節1関係)	一覧表の変更
資料 23 危険物製造所等所在一覧	(第4章第10節1関係)	場所等の変更
資料 24 危険物屋外タンク貯蔵所所在一覧	(第4章第10節1関係)	場所等の変更
資料 29 水道無線	(第5章第2節1関係)	機材等の変更
資料 37 広報車両	(第5章第5節1関係)	車両等の変更・追加
資料 43 公用車両保有状況調	(第5章第10節2関係)	車両等の変更・追加
資料 45 給水用資器材保有状況	(第5章第12節5関係)	資器材等の変更
資料 46 給配水施設の応急復旧工事業者名	(第5章第13節1関係)	工事業者名の変更
資料 55 市内医療機関一覧表	(第5章第18節3関係)	医療機関の変更・追加
資料 56 市内歯科医療機関一覧表	(第5章第18節3関係)	医療機関の変更・追加
資料 57 し尿運搬車等	(第5章第20節2関係)	車両等の変更・追加
資料 58 ごみ運搬車等	(第5章第20節2関係)	車両等の変更・追加
資料 66 全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	(第5章第32節1関係)	削除
資料 72 緊急消防援助隊	(第5章第32節3関係)	要綱等の改正
資料 76 千歳・恵庭地域林野火災予消防対策要領	(第6章第6節2関係)	組織変更等に伴う修正
資料 79 樽前山火山防災協議会規約等	(火山編第1章第3節3関係)	組織変更等に伴う修正

* 市民の責務に備蓄や訓練の実施などを追記【一般】【地震】

第1章 第7節 市民及び事業所の基本的責務

(略)

1 市民の責務

恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努める。

また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法を確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、冬の災害に備えポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険 区域等、地域における災害の危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災意識、応急救護技術等の習得

カ 町内会や自治会における避難行動要支援者への配慮

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

ア～ウ(略)

エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

オ 防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

* 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置を追記【一般】

第5章 第6節 避難行動要支援者対策計画

3 外国人に対する対策

(略)

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

＊車中泊による避難者への関連疾患にかかる予防対策や冬期間の配慮などを追記【一般】

第5章 第6節 避難対策計画

(1)収容避難所の運営

ア～コ（略）

サ 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

シ 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

＊大規模停電に対する予防、応急対策を「大規模停電災害対策計画」として規定【一般】

第6章 第7節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防（略）

(1) 実施事項

3 災害応急対策

(1) 情報通信

(2) 災害広報

(3) 応急活動体制

ア 恵庭市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

(5) 医療救護活動

(6) 交通対策

(7) 避難所対策

(8) 応急電力対策

(9) 給水対策

(10) 石油類燃料の供給対策

(11) 防犯対策

(12) 自衛隊派遣要請

(13) 広域応援

*非常用持ち出し用品について追記【一般】【地震】

第4章第2節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

市及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 食料その他の物資の確保

(3)市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、**非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等)の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブの備蓄に努めるよう啓発を行う**

*自主防災組織の平常時活動として避難行動要支援者への見守り活動、避難所運営の平常時と災害時の活動についての文言を追記【一般】

第4章第4節 自主防災組織の育成等に関する計画

2 自主防災組織の活動

自主防災組織にあつては、次の事項等を盛り込んだ自主的活動目標を定め、平常時及び災害時における自主防災活動が行われるよう指導するものとする。

(1) 平常時の活動

エ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

(ア) 情報収集伝達訓練 (略)

(イ) 消火訓練 (略)

(ウ) 避難訓練 (略)

(エ) 救出救護訓練 (略)

(オ) 図上訓練 (略)

(カ) 避難所訓練

発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日頃から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

オ 災害時に支援を要する世帯(避難行動要支援者等)の把握及び日常的な声掛けなど見守り活動

(2) 災害時の活動

ア 地域内の情報の収集及び伝達 (略)

イ 出火防止及び初期消火 (略)

ウ 負傷者の救出、救護及び応急手当（略）

エ 避難誘導（略）

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らも行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、地域の自主防災組織等が主体的に又は、近隣の町内会が協力して地域住民による自主的な運営を進める。

*避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信についての文言を追記【一般】

第5章第6節 避難対策計画

6 避難場所の指定

(3) 収容避難所の管理運営

オ 収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

*給水拠点場所の修正、給水場所の周知を追記【一般】

第5章第12節 給水計画

災害により給水施設が被災し、あるいは飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることができなくなった場合の応急給水及び給水施設の応急復旧に関する事項は、この計画の定めるところによる。（水道対策部）

2 給水の実施

(3) 給水方法

市民への給水方法は、各対策マニュアルの応急給水計画により、拠点給水、運搬給水及び消火栓などからの仮設給水とする。

ア 給水拠点場所

イ 運搬給水拠点

ウ 受水槽施設者等の利用協力

エ 給水場所の周知

応急給水活動を実施する場合において、支援対策部と連携し、あらゆる情報伝達手段を講じて、市民に周知を行うものとする。

*災害ボランティアセンターの設置は、災害対策本部の決定によるものとした文言を追記【一般】

第5章第34節 ボランティア活動の支援調整計画

4 災害ボランティアセンターの設置

市は、被害の状況により、災害復旧及び被災者支援において、ボランティア等の支援が必要となる場合、直ちに恵庭市社会福祉協議会と調整し、災害対策本部の協議・決定の上、「災害ボランティアセンター」を公共施設等に設置し、その運営を恵庭市社会福祉協議会へ要請する。